

## 京滋地区4国立大学法人公共工事入札監視委員会要項

平成25年12月2日

国立大学法人滋賀大学長裁定

国立大学法人滋賀医科大学長裁定

国立大学法人京都教育大学長裁定

国立大学法人京都工芸繊維大学長裁定

### (目的)

第1条 この委員会要項は、「京滋地区4国立大学法人公共工事入札監視委員会の設置に係る協定書」に基づき、連携大学が共同で設置した委員会の運営等を円滑に行うために必要な事項に関して定めるものとする。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 連携大学が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務に関し、入札及び契約手続の運用状況等に関すること。
- (2) 連携大学が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務のうち委員会が抽出したものに関する、一般競争参加資格の設定理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名理由及び経緯等に関すること。
- (3) 次に掲げる事項に係る再苦情（苦情の申立てに対する回答に不満のある者が再度申し立てた苦情をいう。以下同じ。）の処理に関すること。
  - イ 入札及び契約手続（政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものを除く。）
  - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
- (4) その他連携大学の学長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は連携大学から推薦された委員4人以上をもって組織する。

- 2 委員は、入札及び契約について公正中立の立場で客観的に審議等を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、連携大学の学長が連名で委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、定例会議、再苦情処理会議及び臨時会議とする。

- 2 定例会議は、第2条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する事項を審議し、原則として、年1回以上開催する。
- 3 再苦情処理会議は、第2条第1項第3号に規定する事項に関し、再苦情の申立てがあったときに、却下すべき場合を除き開催するものとする。

- 4 臨時会議は、必要に応じて開催するものとする。
- 5 委員会の会議は、非公開とし、議事の概要は公表するものとする。
- 6 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 7 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。  
(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第1項第2号の抽出に関する事項を、あらかじめ委員長が指名する委員に委任することができる。

- 2 前項の委任を受けた委員は、抽出結果を、速やかに定例会議に報告しなければならない。  
(意見の具申又は勧告)

第7条 委員会は、第2条第1項第1号及び第2号に規定する事項について不適切又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、連携大学の学長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項に規定する意見の具申又は勧告を行ったときは、公表するものとする。  
(意見書の作成及び公表)

第8条 委員会は、第2条第1項第3号に規定する事項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を連携大学の学長に報告するとともに、公表するものとする。

- 2 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から50日以内に行わなければならない。  
(委員の除斥)

第9条 委員は、第2条第1項第2号から第4号までに規定する事項に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

(意見の聴取)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第11条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告書等の様式)

第12条 定例会議及び再苦情処理会議に係る議事概要の様式は、委員会が別に定める。

(事務)

第13条 委員会の事務は、国立大学法人滋賀大学施設管理課、国立大学法人滋賀医科大学施設課、国立大学法人京都教育大学施設課及び国立大学法人京都工芸繊維大学施設マネジメント課が公共工事入札監視委員会連絡会議を設置して、共同で処理する。

(雑則)

第14条 この委員会要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て連携大学の学長が別に定める。

## 附 則

この委員会要項は、平成26年4月1日から実施する。